



こんな場合

# 住宅用火災警報器の設置は免除できる？

## ？ スプリンクラーや自動火災報知設備が設置されている場合

消防法令に適合したスプリンクラー設備、又は自動火災報知設備が設置されている場合は、その有効範囲内の住宅の部分については、住宅用火災警報器の設置が免除できます（消防法施行令第5条の7第1項第3号）。

※この場合のスプリンクラー設備は、標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限りま



## ？ その他の場合

消防法令の想定しないような特殊な機器を設置した場合、住宅用火災警報器の設置と同等の効果があると認められるときは、消防長または消防署長が個々の状況を判断し、免除されることもあります（消防法施行令第5条の8）。

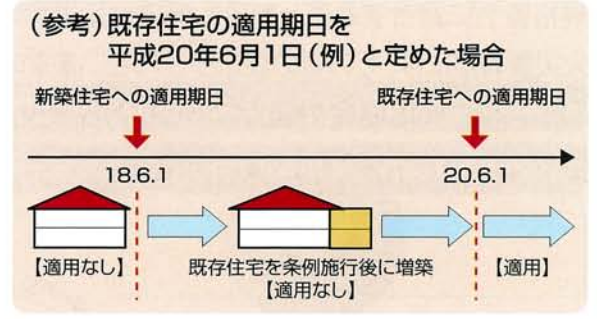
### 免除の例

- 一定の要件を満たしたホームセキュリティシステム（警備業者等が設置している場合を含む。）  
（平成17年3月31日 消防安第65号）
- 住宅用スプリンクラー（水道の給水管に直結するものを含む。）  
（平成3年3月25日 消防予第53号に定める基準に適合するもの）



## ？ 増築した場合

住宅を増築した場合は、市町村の火災予防条例で定める既存住宅の適用日までは、増築部分に住宅用火災警報器の設置義務はありません。



## ？ 二世帯住宅の場合

それぞれが行き来できない二世帯住宅は、それぞれ別の住宅として、住宅用火災警報器の設置が必要となります。

## ？ 設置が困難な場所

階段が吹き抜けであったり階段の踊り場等、天井等に設置が困難な場合、当該階段に流入した火災の煙を有効に感知できる位置に設置します。

## ？ モーターハウス、トレーラーハウスを固定し、住宅として使用していたり、事務所内に存する就寝の用に供する守衛室及び仮眠室の場合

モーターハウス、トレーラーハウスといった形態にかかわらず、住宅の用途に供される防火対象物である場合は、法令に従った住宅用火災警報器等の設置が必要となります。しかし、事務所内に存する就寝の用に供する守衛室及び仮眠室は設置の対象となりません。